

- ・秀吉による全国統一 (1590)
- ・ [a.] (身分統制令/1591) …武家奉公人が町人・農民になることを禁止
⇒朝鮮出兵に向けての人員確保が目的だったが、結果として**兵農分離が完成**



- ・ **朝鮮出兵**…明の征服へ向けて、服属を拒んだ朝鮮を攻撃
- ① [b.] の役 (1592~93) …漢城を攻略するが、李舜臣の水軍や義兵の抵抗、明の援軍により不利になる
- ② [c.] の役 (1597~98) …**秀吉の死**によって撤退



連行された捕虜によって、日本に**磁器の生産技術**や**金属活字印刷術**が日本に伝わった

- ・ **五大老・五奉行**を中心とした豊臣政権



前田利家死後、徳川家康が主導権を握り、石田三成と対立

- ・ **関ヶ原の戦い** (1600) …上杉氏討伐へ向かった家康に対して [d.] が毛利輝元を盟主として挙兵
⇒豊臣系有力大名を主力として家康が勝利 (豊臣家は存続)



- ・ [e.] が**征夷大將軍**に任命されて**江戸幕府**を開く (1603)
- ⇒ [f.] へ將軍職を譲り、家康は [g.] となる

豊臣秀頼は大坂城に健在
西国を中心に豊臣系有力大名が残存



方広寺鐘銘事件 (1614) …「国家安康」・「君臣豊楽」の銘を問題視

- ・ **大坂の役** (1614・15) …豊臣家の滅亡



➤ 大名の統制…**幕藩体制**の確立

- ・ [h.] (1615)
- 大名の居城を1つに限り、支城を破却させた
- ⇒諸大名の軍事力を削減・有力家臣への統制強化
- ・ [i.] (j.) の制定 (1615)
- ① **金地院崇伝**が起草し、將軍秀忠により発布
- ② 武家のたしなみ (「**文武弓馬の道**」)、居城修理届出制、新たな築城禁止、婚姻規制、などが定められた
- ⇒幕府の大名統制の基本法として**將軍の代替わりごとに発布**



豊臣恩顧の大名**福島正則**が諸法度違反で改易 (1619)
⇒功績のある**外様大名**を処分できる將軍の力を示す



- ・ 3代將軍 [k.] による [l.] 政治
- ① 肥後の外様大名**加藤忠広**を改易…九州への將軍権力拡大
- ② 京都への上洛
大名に石高に応じた統一した**軍役**を課し、軍事指揮権を示す
- ③ 武家諸法度 (m.) の発布 (1635)
国元と江戸を1年交代で往復する [n.] を制度化
→主従関係を確認する**平時の軍役としての意義**

➤ 朝廷の統制

- ・ [o.] (1615)
- ① 天皇の役割を国家の祭祀・学問に限定
- ② 公家官位と武家官位の分離
- ③ 摂関家・**武家伝奏**を中核とした朝廷運営
- ⇒ [p.] が朝廷を監察や連絡を担った



- ・ [q.] (1629)
- 後水尾天皇**が幕府の許可なく出した紫衣 (高僧に与えられた法衣) の勅許を幕府が無効にしたことに、僧の**沢庵宗彭**などが抗議し流罪になった
⇒幕府の法度が勅許に優越することを明示



後水尾天皇は突然讓位し女性の**明正天皇**が即位

- ・秀吉による全国統一 (1590)
- ・ [a. **人掃令**] (身分統制令/1591) …武家奉公人が町人・農民になることを禁止
⇒朝鮮出兵に向けての人員確保が目的だったが、結果として**兵農分離が完成**



- ・ **朝鮮出兵**…明の征服へ向けて、服属を拒んだ朝鮮を攻撃
- ① [b. **文禄**] の役 (1592~93) …漢城を攻略するが、李舜臣の水軍や義兵の抵抗、明の援軍により不利になる
- ② [c. **慶長**] の役 (1597~98) …**秀吉の死**によって撤退



連行された捕虜によって、日本に**磁器の生産技術**や**金属活字印刷術**が日本に伝わった

- ・ **五大老・五奉行**を中心とした豊臣政権



前田利家死後、徳川家康が主導権を握り、石田三成と対立

- ・ **関ヶ原の戦い** (1600) …上杉氏討伐へ向かった家康に対して [d. **石田三成**] が毛利輝元を盟主として挙兵
⇒豊臣系有力大名を主力として家康が勝利 (豊臣家は存続)



- ・ [e. **徳川家康**] が**征夷大將軍**に任命されて**江戸幕府**を開く (1603)
⇒ [f. **徳川秀忠**] へ將軍職を譲り、家康は [g. **大御所**] となる

豊臣秀頼は大坂城に健在
西国を中心に豊臣系有力大名が残存



方広寺鐘銘事件 (1614) …「国家安康」・「君臣豊楽」の銘を問題視

- ・ **大坂の役** (1614・15) …豊臣家の滅亡



➤ 大名の統制…**幕藩体制**の確立

- ・ [h. **一国一城令**] (1615)
大名の居城を1つに限り、支城を破却させた
⇒諸大名の軍事力を削減・有力家臣への統制強化
- ・ [i. **武家諸法度**] (j. **元和令**) の制定 (1615)
① **金地院崇伝**が起草し、將軍秀忠により発布
② 武家のたしなみ (「**文武弓馬の道**」)、居城修理届出制、新たな築城禁止、婚姻規制、などが定められた
⇒幕府の大名統制の基本法として**將軍の代替わりごとに発布**



豊臣恩顧の大名**福島正則**が諸法度違反で改易 (1619)
⇒功績のある**外様大名**を処分できる將軍の力を示す



- ・ 3代將軍 [k. **徳川家光**] による [l. **武断**] 政治
① 肥後の外様大名**加藤忠広**を改易…九州への將軍権力拡大
② 京都への上洛
大名に石高に応じた統一した**軍役**を課し、軍事指揮権を示す
③ 武家諸法度 (m. **寛永令**) の発布 (1635)
国元と江戸を1年交代で往復する [n. **参勤交代**] を制度化
→主従関係を確認する**平時の軍役としての意義**

➤ 朝廷の統制

- ・ [o. **禁中並公家諸法度**] (1615)
① 天皇の役割を国家の祭祀・学問に限定
② 公家官位と武家官位の分離
③ 摂関家・**武家伝奏**を中核とした朝廷運営
⇒ [p. **武家伝奏**] が朝廷を監察や連絡を担った



・ [q. **紫衣事件**] (1629)
後水尾天皇が幕府の許可なく出した紫衣 (高僧に与えられた法衣) の勅許を幕府が無効にしたことに、僧の**沢庵宗彭**などが抗議し流罪になった
⇒幕府の法度が勅許に優越することを明示



後水尾天皇は突然讓位し女性の**明正天皇**が即位